

第3 良好な景観の形成に関する施策の実施に関する重要事項

1 県の役割

景観の形成においては、地域に最も近い基礎的自治体である市町が中心的役割を担うことが望ましいため、「県全体に共通する景観の素地、仕組みづくり」、「景観に関する意識啓発」、「市町及び住民への支援、広域調整」、「先導的な取り組み」、「人材育成・教育」を県の役割として施策を推進します。

2 施策実施上の留意事項等

施策の実施に当たっては、特に次の事項に留意するとともに、現在及び将来において県民が良好な景観の恵沢を享受するためには、継続した取り組みとともに、常に景観を見直す姿勢が必要であることから、必要に応じて施策を見直します。

(1) 県全体に共通する景観の素地、仕組みづくり

景観に関する知識の普及や情報の提供、『美しいやまぐちづくり』を促進するためのネットワーク化等、県全体に共通する景観の素地、仕組みづくりに努めます。

(2) 市町及び住民への支援、広域調整

市町や住民が行う『美しいやまぐちづくり』を支援し、また、単独の市町では完結しない、山や河川、海岸、道路といった広がりのある景観形成への取り組みについて、必要に応じて、広域的な観点から市町間の調整等に努めます。

(3) 先導的な取り組み

公共事業による良好な公共空間づくりや地域景観ワークショップのモデル的な実施等、先導的な取り組みに努めます。

(4) 総合的な取り組み

『美しいやまぐちづくり』は、総合的な視点から複数の施策を連携させ、推進することが必要であることから、施策の実施においては、各部局の連携した取り組みに努めます。

(5) 協働による取り組み

『美しいやまぐちづくり』は、住民、事業者、市町及び県の協働による取り組みが重要であることから、主体である市町の取り組みを尊重するとともに、主役である住民及び事業者が参加できる機会を設けることに努めます。